

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社Cに運転手として雇用され、配送の業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日、配送先の階段（高さ約1m）から転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害当日、D病院に受診し「左側胸部打撲、全身打撲、頭部打撲、腰椎捻挫、頸椎捻挫等」と診断され、複数の医療機関において加療を継続した結果、平成○年○月○日をもって治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は平成○年○月○日付けで請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同一系列に障害等級第12級に該当する障害が既に存在するため、障害等級第11級に応じる額から障害等級第12級に応じる額を控除した額を支給する処分をした。

その後、監督署長は、平成○年○月○日付けで請求人の既存障害を障害等級第14級に改め、障害等級第11級に応じる額から障害等級第12級に応じる額を控除した額と障害等級第11級に応じる額から障害等級第14級に応じる額を控除した額との差額を支給する処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第1 1 級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、E 医師作成の平成○年○月○日付け診断書において、「左肩腱板損傷」と診断されていることから、左肩関節の機能障害を認めるべきであると主張している。

そこで、左肩関節の機能障害についての医証をみるに、E 医師は、平成○年○月○日付け障害補償給付支給請求書裏面の診断書において、左肩関節の可動域の測定結果として、主要運動である屈曲及び外転・内転が、健側である右肩関節の1／2 以下に制限されていると所見しているものの、同年○月○日付け意見書においては、「左肩関節の可動域制限の原因は疼痛によるものと考えられる。」と述べている。

また、F 医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、「診察時衣服の着脱可能。視診にて肩関節周辺の筋萎縮認められない。MR I 画像所見において、肩関節腱板に明らかな異常所見は認めず、左肩関節に神経症状を残すもの。」と述べている。

当審査会は、上記医証と決定書理由第2 の2 の（2）のアの（ア）に説示されている受診命令に係る経過及び請求人の受傷状況が不明確であることを併せ

て勘案して、請求人の左肩関節の可動域制限の原因は疼痛によるものと認め、左上肢の残存障害は、神経系統の障害として評価するのが妥当であると判断する。

なお、E 医師作成の平成○年○月○日付け診断書は、監督署長による平成○年○月○日付けの処分後に審査官宛てに提出されたものであり、傷病名である左肩腱板損傷については、上記のとおり否定されていることから、これを採用することはできないものである。

(2) 次に、請求人は、神経系統の障害を総合評価すれば、障害等級第7級に相当する旨主張する。

神経系統の障害において障害を総合的に評価するのは、中枢神経系に分類される脳又はせき髄の損傷による障害によって、身体各部に様々な障害を残す場合であり、請求人には、脳又はせき髄の損傷が存在するとは認められないことから、請求人の主張のように神経系統の障害を総合評価することはできない。

(3) 請求人の各部位の神経症状については、医証から、決定書理由第2の2の(2)のアの(イ)から(エ)に説示されているとおり、頭頸部、左上肢(左肩関節)及び腰部それぞれ「局部にがん固な神経症状を残すもの」障害等級第12級の12に該当するものと判断する。

(4) 以上から、請求人に残存する障害の障害等級は、上記(3)の各部位ごとの障害について、併合の方法を用いて準用等級を定めることとなり、障害等級準用第11級に該当し、これを超えるものとは認められないと判断する。

(5) 請求人のその他の主張も検討したが、上記結論を左右しない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。